- ☞ 非住宅建築物とは 主な用途が住宅以外である建築物(オフィスビル、学校、工場など)。 工事により、用途を非住宅に変更した 場合を含みます。複合建築物の場合は、工事部分の床面積のうち過半が非住宅部分である工事が対象です。
- ☞ 元請工事とは 発注者(施主)から直接請け負った工事。ただし、建設業者以外から請けた工事は、発注者からの直接請負契約 でなくても、本調査の対象となります。(例:発注者→商社や不動産販売業者など→請負者)
- ☞ 調査対象工事例

工事 種類	〇 調査の対象となる工事(例)	× 調査の対象とならない工事(例)
増築	● 既存建築物の床面積が増加する工事● 上記に伴う建築設備工事	× 建設業者からの下請け工事 × 新築工事
一部 改築	● 既存建築物の一部を除却し、用途、規模、構造の著しく異ならない建物を建築する工事● 上記に伴う建築設備工事	× 別棟増築工事 :既存建築物とは別の建物を同一敷地内に建築 する工事 (建築基準法上は「増築」とされている)
改装 •改修	 機能の向上や耐久性の向上を意図して行う工事 耐震改修工事 屋根の葺き替え工事、防水改修工事 外壁改修工事 バリアフリー化工事 台所、便所、風呂等の改修工事 居室等の間取りの変更工事、リノベーション工事 1室全てのふすまの張り替え、畳替え 扉、窓の取り替え、窓ガラスの入れ替え(遮熱、断熱、防音、防犯性能が向上するもの) 照明のLED化工事 建築設備(電気設備、空気調和設備、給湯設備、浄化槽等)の改修、更新工事でスペスト改修工事 非住宅建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する工事 非住宅建築物と一体となった、屋外広告物の改修、更新工事 	 × 全面改築工事 ・既存建築物を全て除却して改築する工事 ※ 点検、清掃 ※ 庭園・造園、修景施設 ※ カーテン、家具、書架 ※ CATV視聴設備 ※ ルームエアコン(窓や壁に単体で取り付けるもの) ※ 工場の生産機械 ※ 独立した屋外広告物 ※ 独立した太陽光発電設備 ※ 建物敷地外の照明設備(道路照明灯など)
維持 •修理	 壊れた部分、損耗劣化した部材の交換・修理や消耗部品の交換などの機能の向上や耐久性の向上を意図しない工事 壊れた瓦の交換 雨漏り箇所の補修 外壁材の破損部分の補修、塗装の剥離部分の補修 金属製手すりの錆浮き部分の塗り替え 破れたふすま、障子などの張り替え 割れたガラスの取り替え 割れたガラスの取り替え 壊れた扉、窓、鍵の交換・修理 故障に伴う、建築設備(電気設備、空気調和設備等)の修理、部品の交換 劣化や故障に伴う、非住宅建築物に附属する門扉、塀、舗装など外構の補修 	

☞ 省エネ対策の工事例

省エネ対策の工事部位		工事例
建築	1.屋根 (天井を含む)	屋根への断熱材設置、天井裏への断熱材設置、屋根への遮熱・高日射反射率塗装
	2.外壁	外壁への断熱材設置
	3.内装 (床を含む)	内壁への断熱材設置、床への断熱材設置
	4.建具(外部建具)	断熱サッシの設置、複層ガラスの設置、二重窓の設置
	5.その他建築	壁面緑化、屋上緑化の設置
設備	6.空調・冷暖房(中央熱源)	高効率熱源への更新
	7.空調・冷暖房(個別熱源)	高効率空調機への更新
	8.換気設備	全熱交換型換気設備への更新
	9.給湯設備	高効率給湯機への更新
	10.照明設備	LED照明への更新、人感センサーの設置
	11.昇降機設備	高効率昇降機への更新
	12.太陽光発電設備	建築物の屋上に機器の設置
	13.コーシ ェネレーションシステム	機器の設置
	14.BEMS•HEMS	システムの導入
	15.その他設備	節水型トイレ、節湯水栓への更新

問い合わせ先

〇調査票の記入方法について (平成31年4月1日以降は、右記にお問合せ下さい) 株式会社 綜研情報工芸 電話:03-5441-2584 FAX: 03-5441-2587 〒105-0014 東京都港区芝2-3-3

E-mail: sik@ik-soken.co.jp

○調査の趣旨・目的について

建築物リフォーム・リニューアル調査事務局(連絡先は右記参照)

建築物リフォーム・リニューアル調査事務局

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 ストック統計係 電話:03-5253-8111 「内線28615]

FAX:03-5253-1566

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

建築物リフォーム・リニューアル調査 非住宅調査 記入の手引き

国土交通省HP上に電子調査票(Excel形式)を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。 【URL】 http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/rrs.htm

設問の構成

I. 貴企業の概要

Ⅱ. 元請受注高

2 Ⅲ. 個別の元請工事内容 (2億円未満の工事) 各月2件

4 Ⅳ. 個別の元請工事内容 (2億円以上の工事)

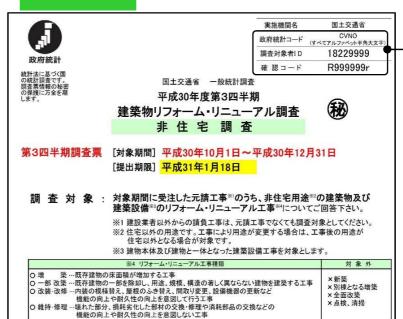
※調査票が区別できるよう、設問Ⅲ・Ⅳは色分けしてあります。

対象工事がない場合

- 非住宅の工事がない場合
- 元請工事がない場合
- 事住宅の新築工事はあるが、 リフォーム・リニューアル工事はない 場合
- 対象工事がない場合は、下欄のA及びBのみ記入のうえ、調査票をご返送ください
- A: 1頁「I. 貴企業の概要」に連絡先を記入してください。
- B: 1頁「Ⅱ. 元請受注高」の欄に、全て「O」と記入してください。
- A: 1頁「I. 貴企業の概要」に連絡先を記入してください。
- B: 1頁「Ⅱ. 元請受注高」の欄の①~④は「O」、⑤は新築工事について記入してください。

※記入にあたっては、黒鉛筆、シャープペンシル又は黒色のボールペン等で、濃くはっきりと記入してください。

調査票1頁



貴企業の概要

問い合わせなど、必要な場合がありますので、右表に必ず記入者の連絡先を記入してください。 なお、記載事項に誤りがございましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

国土交通大臣許可第999999号 企業名称 (株)国土交诵建設 東京都千代田区霞が関2-1-2 所 在 地

II. 非住宅にかかる元請受注高 [対象期間] 平成30年10月1日~平成30年12月31日

①~③の分類にしたがって、元請受注件数及び元請受注高(消費税込み)を記入してください。 期間内に受注が無い場合は、受注件数の傾に「0」を記入してください。 ⑤は、非住宅建築物の建築工事全て(新築、別棟増築、全面改築を含む)について記入してください。

15.000.000円 ①增築工事 5 4 0 0,000円 ②一部改築工事 ③改装·改修工事、維持·修理工事 2 4 1 9 2 0 000円 建築物リフォーム・リニューアル工事計 (=①+②+③) 9 2 6 2 3 2 0,000円 ⑤ 建築工事の総合計 (=④+新築+別棟増築+全面改築 1 4 6 7 5 2 0,000円 3 1

● 政府統計コード、調査対象者ID及び確認コードは、 政府統計オンライン調査総合窓口を利用して回答する場合に、 使用します。

I. 貴企業の概要 について

- 印刷内容に誤りがございましたら、訂正をお願いします。
- ・● 連絡先は、調査対象工事がない場合も記入してください。

Ⅱ. 非住宅にかかる元請受注高 について

- 元請受注高は、以下により記入してください。
 - ・税込み、千円未満を四捨五入した金額としてください。
 - ・契約変更があった場合は、変更後の金額としてください。
 - ・JV工事の場合は、自社の持分のみを計上してください。
 - ・土木工事などと同時に受注した場合は、なるべく建築
 - 工事分のみを分けて計上してください。
- 非住宅建築物の工事について、工事種類別 に記入して ください。
- ④、⑤欄については、以下のように記入してください。
 - ④建築物リフォーム・リニューアル工事計 = ①+②+③
 - ⑤建築工事の総合計=①+②+③+新築工事等
 - →住宅以外の用途の建築物に関する全ての元請工事

工事種類 元 請 受 注 高 消費税込み 元請受注件数 1 ①增築工事 1 . 000円 2 **2** ②一部改築工事 .000円 ③ 改装·改修工事 維持·修理工事 (3) 3 .000円 ④建築物リフォーム・リニューアル工事 1+2+3 1+2+3 000円 ⑤建築工事の総合計 ①+②+③+新築等 . 000円

望築物 リフォーム・リニューアルエ事種類(調査票の1頁)

□ 調査対象工事例 (この手引き4頁)

☞ 非住宅建築物とは (この手引き4頁) □ 元請工事とは (この手引き4頁)

(4)

<連絡先>

記入者氏名

電話番号

FAX番号

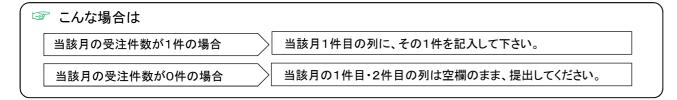
国土 太郎

営業部営業第一課

03-3000-9999(内線99

Ⅲ 個別の元請工事内容(2億円未満の工事)について

- 設問Ⅲは、2億円未満の調査対象工事について、記入してください。
- 各月2件まで記入してください。
- 各月の1番目及び2番目に受注した調査対象工事を選択してください。 (<u>日付の新しい順番</u>です。意図的に、大規模な工事に偏る選択はしないでください。)



Ⅳ 個別の元請工事内容(2億円以上の工事) について

- 設問IVは、2億円以上の調査対象工事すべてについて、記入してください。(3ヶ月間に受注した工事)
- 設問Ⅳには、契約月を記入する欄がありますが、これ以外の設問は、設問Ⅲと同じです。



